

日バス協総第171号  
令和3年4月16日

各都道府県バス協会  
会長様

公益社団法人日本バス協会  
会長 三澤 憲一  
(公印省略)

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの  
周知依頼について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
今般、厚生労働省より、一層のテレワークの普及・促進のため、平成30年に策定したテレワークに関するガイドラインを「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(雇用型テレワークガイドライン)に改定したこと、併せて、企業等がテレワークを適切に導入及び実施する際の参考となるよう、リーフレットを作成したことの周知依頼の通達がまいりました。

各都道府県バス協会におかれては、会員事業者への周知をよろしくお願いいたします。

以上

